

# 警察官OBの生活保護申請窓口等への配置について

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの生活保護申請窓口等への配置はやめてください。
0 愛知県	県福祉事務所の生活保護関連部門には、現在、警察官OBを配置していません。
1 名古屋市	本市では、北区、昭和区、中川区、南区、名東区及び天白区に生活保護適正実施推進支援員(警察官OB嘱託員)を各区1名配置しております。 この支援員の業務内容は、①暴力行為が懸念される事業対象者への同行訪問及び同席面接を主な業務とし、②暴行事件発生時の対応及び被害届等の届出に関する技術的助言、③警察署等関係機関との連携に関する技術的助言、④不正受給に対する告訴等に関する技術的助言などを頂くこととしており、生活保護申請窓口に1人で立つことを想定していません。 稼働年齢層の被保護世帯の増加に伴い、生活保護受給者の方から暴力を振るわれるケースもあり、また女性の地区担当員も増えていることから、本市職員の安全確保の観点からも配置について、ご理解願います。
2 豊橋市	配置の予定はありません。
3 岡崎市	必要に応じて配置しています。
4 一宮市	予定はありません。
5 瀬戸市	設置する予定はありません。
6 半田市	本市では現在のところ、警察官OBの配置について具体的な計画はございません。
7 春日井市	春日井市においては、申請権利を尊重し丁寧な面接相談にあたっています。威圧的な態度とか、警察OBであることを相談者に言ったりすることはありません。
8 豊川市	生活保護の不正受給対策として、退職した警察官OBを窓口等へ配置している自治体もあるようですが、今のところ、豊川市では配置の計画はありません。悪質な不正等が疑われるケースについては、個別に所管の警察署と連携を図ればよいと考えております。
9 津島市	警察官OBは、交通安全や防犯の啓発や市民からの相談、また行政への暴力等に対応するために配置しており、市の交通防犯等及び行政の円滑な実施に重要な役割を果たしております。また、所属は地域安全を所管する部署であり、必要最低限の人数にとどめております。
10 碧南市	警察官OBは、市政全般に対する不当要求行為がある場合に対応するため、「まちの安全推進員」として地域協働課に所属しています。なお、勤務場所として、窓口が集中します市役所1階の北側に1名、南側に1名、合わせて2名配置しています。
11 刈谷市	生活保護申請や相談は、ケースワーカーが行っており、警察OBは行っておりません。警察OBは、主に警察との連携が必要になるケースワークの支援を行います。
12 豊田市	なし
13 安城市	警察官OBの配置については、不当な要求、暴力行為等への対策として有効であると考え、検討中です。
14 西尾市	警察官OBは、暴力団関係者や窓口で暴れる人の対応支援のため配置しているもので、配置をやめることは考えておりません。
15 蒲郡市	警察官OBでの配置は考えておりません。
16 犬山市	警察官OBは配置していません。また現在、配置する予定はありません。
17 常滑市	当市において、警察官OBの採用はしていません。また、採用予定もございません。
18 江南市	不当要求等の対応をするために職員を配置していますが、生活保護の相談・申請等での窓口対応はしていません。
19 小牧市	警察官OBの窓口等への配置はしていません。
20 稲沢市	生活保護申請窓口等に警察官OBを配置していません。
21 新城市	現在配置していません。
22 東海市	警察官OBの配置は行っておりません。
23 大府市	警察官OBの窓口等への配置は考えていません。
24 知多市	警察官OBの生活保護窓口への配置はしていません。

25	知立市	警察官OBの配置はありません。今後についても配置の予定はございません。
26	尾張旭市	本市においては、警察官OBの雇用はありません。
27	高浜市	職員に対する脅迫、暴力などの不当要求に対応するために配置しているものであって、弱者の生存権侵害につながることは一切ありません。
28	岩倉市	警察官OBを採用する予定はありません。
29	豊明市	警察OBの配置は考えていません。
30	日進市	生活保護行政の窓口に警察官OBは配置していません。
31	田原市	いまのところ予定がありません。
32	愛西市	陳情の趣旨を理解し、適正な生活保護の実施に努めます。
33	清須市	警察官OBの配置はしていません。なお、今後の配置については未定です。
34	北名古屋	警察官OBは暴力団員該当性照会事務及びDV関係の対応を適切に実施するものであり、北名古屋市福祉事務所においては、平成20年9月から採用している。
35	弥富市	配置していません。
36	みよし市	なし
37	あま市	警察官OBの主な業務は不正受給や不当要求者への対応等、生活保護を適正に実施するためのものであり、原則、窓口業務や申請の立ち合いは行っておりません。
38	長久手市	警察官OBについては、面接相談や家庭訪問の業務の補助担当として従事しておりますが、弱者の生存権侵害はありません。
39	東郷町	本町でも生活指導に対し無視する事例があり、困難事例を抱えています。しかしながら、現時点ではそのような人材の雇用は考えていません。
40	豊山町	現在のところ、福祉課窓口に警察官OBを配置する予定はありません。なお、警察官OBを窓口等に配置することが、弱者の生存権侵害につながることは考えていません。
41	大口町	現在、警察OBの配置はしていません。
42	扶桑町	警察官OBは雇用していません。
43	大治町	現在のところ、町の生活保護担当職員として、警察官のOBの配置は予定されていません。
44	蟹江町	現在、そして今後も配置する計画はありません。
45	飛島村	配置していない。
46	阿久比町	配置の予定はありません。
47	東浦町	本町では、福祉課窓口に警察官OBは配置していません。
48	南知多町	予定はありません。
49	美浜町	現時点では考えていません。
50	武豊町	現在のところ考えていません。
51	幸田町	愛知県福祉事務所である西三河福祉相談センターが対応しています。
52	設楽町	県担当部局と連携を取りながら事務を進めます。関連する研修には担当者が積極的に参加するように努めます。文書通知については、対象者が理解しやすい文面などを考慮しながら努力します。
53	東栄町	これまでも配置はなく、今後も配置する予定はありません。
54	豊根村	愛知県の福祉事務所の管轄ですが、連携を図りながら事務を進めます。